

# 鳥取市校区審議会

サブ・ディレクター 古川 義 秀

## 1. 事業概要及び役割

第10期鳥取市校区審議会では、鳥取市教育委員会から平成21年8月24日に「鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について」の諮問を受け、鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について審議を行った。また、この審議の中途である平成21年11月12日に佐治地域審議会より「佐治中学校の今後のあり方について」の意見書が提出されたため、これについても併せて審議を行った結果、平成23年8月22日に「標準規模」、「通学に関する基準」、「適正配置」に関する基本的な考え方を取りまとめた「鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について〔中間報告〕」と、佐治中学校と用瀬中学校を統合し、新たな中学校を設置することとした「佐治地域・用瀬地域の中学校のあり方について」の答申を行った。

第11期鳥取市校区審議会では、第10期鳥取市校区審議会の中間報告を引き継ぎ、校区の再編が適切に行われるよう校区別の検討を行うこととしている。

なお、とっとり総研は、当該審議の過程において、アドバイザーとして参画している。

### 【補足】

#### ＜鳥取市校区審議会＞

平成18年12月に策定された「鳥取市校区再編基本構想」において、平成18～20年度を前期3年間として第9期校区審議会が扱い、平成21～25年度を後期5年間とし、さらに平成21～22年度を後期前半として第10期校区審議会が、平成23～25年度を後期後半として第11期校区審議会が扱うこととしている。

## 2. 平成23年度鳥取市校区審議会の開催状況

H23. 4. 28 第10回 第10期鳥取市校区審議会

- 佐治、用瀬地域の検討について
- 後期後半における「校区の検討」に向けて

H23. 7. 29 第11回 第10期鳥取市校区審議会

- 佐治・用瀬地域の中学校のあり方について
- 鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について〔中間報告〕について

H23. 8. 18 第12回 第10期鳥取市校区審議会

- 佐治・用瀬地域の中学校にかかる答申について
- 鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について〔中間報告〕について

H23. 10. 24 第1回 第11期鳥取市校区審議会

- 第11期鳥取市校区審議会会長・副会長の選出
- 審議経過および今後の進め方について

H23. 12. 19 第2回 第11期鳥取市校区審議会

■棒鼻地区からの校区変更要望について 他

H23. 12. 26 鳥取市校区審議会先進地視察

■高松市における小学校の校区再編について

- 高松市教育委員会、「中心市街地における小学校統合」に関する聞取調査
- 統合校の施設、高松第一学園の視察

### 3. 答申の主な内容

(1) 鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について〔中間報告〕

学校配置及び校区設定の方向性について、「標準規模」「通学に関する基準」「適正配置」の3点を基本的事項に定め検討した。

また、基本的事項の検討結果を踏まえ、第10期校区審議会で行う「校区の検討」について、「レベル」で優先度合いを表し、具体的な地域を順次検討することを提言した。

<基本事項の主な内容>

○標準規模

鳥取市の標準規模は、小・中学校とも6学級から18学級とする。

○通学に関する基準

通学区域について、国の規定である「小学校はおおむね4km、中学校はおおむね6km」を基に、通学にかかる時間、通学時の安全性や手段も考慮する。

○適正配置

適正配置については、「標準規模」「通学区域」等の基本的な指標を基に、地域の特性や歴史、地域コミュニティ、学校の施設改修計画も含めて総合的に判断し、地域の実情に応じた校区を編成していく。

(2) 佐治地域・用瀬地域の中学校のあり方について

佐治中学校と用瀬中学校を統合し、新たな中学校を設置することを答申した。

なお、答申に当たり、(1)統合はいわゆる「新設統合」とし、いったん両校を廃止して新たな中学校を設置することとすること。(2)統合は、すみやかかつ適切な時期に実施すること。(3)統合後の中学校は現在の用瀬中学校の位置に設置することを付記するとともに、適正な教育環境やさらなる地域づくりの契機となる取り組みへの期待等を説明として加えた。